

2013年12月4日

企業組合 労協ながの
代表理事 青木 健

特定秘密保護法に反対する声明

政府が今臨時国会で成立をめざしている「特定秘密の保護に関する法律案」（いわゆる特定秘密保護法案）は、主権者としての国民の知る権利を著しく制限し、政府や行政機関の恣意的な情報の秘匿操作によって国民に正しい情報が伝えられず、国民が行政をチェックする機能が果たせないばかりか、国民が知ろうとする行為にたいし、取り締まり・罰則の対象とすることにより、正しい情報を得ようとする行為自体を萎縮させる、憲法に掲げられた「基本的人権の尊重」「国民主権」「平和主義」の原則を脅かす法案である。労協ながの理事会は、法案に反対するとともに、直ちに廃案とすることを求めます。

かつて、第二次世界大戦中の日本国民は、大本営発表による造られた情報と皇民教育によって統制され、無謀な戦争に駆り立てられ、多くの犠牲を払った苦い歴史があります。その教訓に立ち、日本国憲法の「基本的人権の尊重」「国民主権」「平和主義」の3原則を柱に、制度や社会が成り立っています。

しかし、この法案は、政府のメリットになる情報は流し、不都合な情報は秘匿とし、国民の感情をコントロールしつつ、反抗する勢力に対しては取り締まりと罰則により制圧することが可能な法案であり、その先には、憲法を改悪し、戦争を行う国に変貌させていくねらいがあるとされてもおかしくない法案です。

法案において秘匿とすることができるのは、①防衛に関する事項、②外交に関する事項、③外国の利益を図る目的で行われる安全驚異活動の防止（いわゆるスパイ活動防止）、④テロ活動防止の4項目が掲げられており、この中には、「自衛隊の運用」「防衛力の整備」などの自衛隊に関わる情報、「安全保障に関する外国の政府又は国際機関との交渉又は協力の方針又は内容」という諸外国との取引も含む合意形成の内容、「テロ活動による被害の発生・拡大の防止のための措置」という治安維持法の再来といわれるような国家的弾圧を行える内容が含まれており、主権者たる国民が正しい情報を知ることができず、知ろうとする行為や、表現の自由は「テロ活動」というレッテルを貼られて弾圧される、極めて危険な法案です。

折しも、自由民主党の石破茂幹事長が、国会周辺での適法的な宣伝活動に対して、「絶叫戦術はテロ行為とその本質においてあまり変わらない」とブログで述べたことは、まさに、この法案が、政府や役人の判断で、いかようにも運用できることを如実に示しました。

本来、立法府としての国会や行政府としての政府は、国民を監視し、統制し、弾圧する立場がなく、国民が正しい情報によって、国会や政府が適正に運営されているかどうかを判断するものであり、労協ながのは、民主主義を根底から破壊し、国民の権利を奪うこの法案に強く反対し、直ちに撤回を求めます。

以上